

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第3回三郷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○諮問事項（公開）

（1）三郷小学校の廃止について

○報告事項（公開）

（1）地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の予算事業の経過措置の
取扱いについて

3 開催日時

令和6年7月23日（火） 午後6時30分から午後7時33分まで

4 開催場所

三郷地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：保坂裕子（会長）、片山泰幸（副会長）、小山和美（副会長）
稲葉恵子、稲葉里美、上原忠勝、梅川康幸、小竹剛志、竹内 望、
竹田真美、和田健志、渡部知世
- ・ 教育総務課：瀧本課長、小池参事、秋山係長
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長、萬羽主任

8 発言の内容

【萬羽主任】

- ・ 12人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第8条第1項の規定により、議長は保坂会長が務めることを報告

【保坂会長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 会議録の確認：梅川委員、竹内委員に依頼

— 次第2 諮問事項（1）三郷小学校の廃止について —

【保坂会長】

次第2 諮問事項（1）三郷小学校の廃止についてに入る。

事務局より説明を求める。

【萬羽主任】

第5期地域協議会としては、初めての諮問案件となるため、諮問・答申について事務局から説明させていただく。

諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、地域協議会に対して市議会へ上程する案件、例えば、区内の重要な公の施設の設置、廃止など特定の案件について、区内の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を求めるものである。

地域協議会は、諮問された事項について話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返す。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加えることができる。その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえたものとする必要がある。答申にあたり、地域協議会は、「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断を行う。諮問は、単純な是非や善し悪しを聞くものではなく、その地域自治区の住民の生活にどのような影響があるかという観点で意見を聞くので、諮問に対する答申も、それを踏まえた意見が含まれている必要がある。また、地域協議会の答申は、市長が政策判断の参考とするので、その内容が様々な意見により構成され、複雑多岐にわたるものであると、その意見を政策に反映することが困難になり、諮問や答申の意義が損なわれる結果となってしまう。このため、地域協議会としての意見を一つに集約して答申することが必要である。

本日の諮問案件は、南本町小学校との統合により、望ましい学習環境を確保する

ため、三郷小学校の廃止について地域協議会へ諮問を行うものである。担当の教育総務課から説明させていただいた後、質疑、意見を伺う。最終的な答申については、挙手にて確認させていただきたい。

【保坂会長】

事務局の説明について質疑を求める。

- ・ 質疑なし

それでは、教育総務課より説明を求める。

【教育総務課：瀧本課長】

- ・ 資料No. 1 により説明

【保坂会長】

地域協議会委員になって、初めて聞くような言葉や内容もあると思うが、皆さんの率直な意見をお聞きしたい。

なお、三郷小学校の廃止という件名については、手続きの関係でこのような言葉になっているものである。私たちは、これまで統廃合という言葉を使っていたので、廃止という言葉だと、違和感を覚えるかもしれないが、手続きの関係ということでご理解いただきたい。

前回の地域協議会の中で、いろいろな話もあったが、それらについて再度触れていただいてもよいと思う。なお、今回は、先ほど事務局から説明があったとおり、区内の住民の生活に及ぼす影響という観点での諮問となっているので、小学校の統廃合に関わる細かい部分の問題については、答申に関する協議に含まれないということを押さえておいていただければと思う。

住民の生活に及ぼす影響という面では、私たちの大事な小学校がなくなるということで、本当に大きな意味で捉えれば、大変な影響があるが、諮問という観点で発言をいただければと思う。

【竹内委員】

三郷小学校の廃止については、概ね理解している。前回の地域協議会でも話をさせてもらった子どもたちの通学について、その後いろいろ調べたが、三郷区内を運行するバスは長者原を起点にして、西松野木方面と辰尾方面に分かれて動く。例え

ば、路線バスを使うとすると、低学年の子どもが間違えて別のバスに乗ってしまった場合、その間の数百メートルから数キロメートルを歩くことになってしまう。そうすると、不審者が歩いている子どもをさらってしまうといった懸念が生じると思う。地域住民に及ぼす影響というところもそうだと思うが、子どもたちを守るためには、スクールバス等があったほうがよいのではないか。

【教育総務課：瀧本課長】

通学方法については、現在、担当の学校教育課と学校で協議を行いながら、検討を進めている。そちらの内容がまとまった段階で、保護者の皆様に説明し、意見をいただきながら通学方法を決めていく。これまでいろいろな学校で適正配置の取組を進めてきたが、通学方法が一番不安等を感じる部分であるため、皆様のご心配、ご不安がないように十分配慮し、通学方法を確保してまいりたい。

【保坂会長】

地域コーディネーターをされている梅川委員はいかがか。

【梅川委員】

前回の地域協議会に出席していなかったもので、同じ質問になったら申し訳ない。学校の統廃合の話が出たこと自体は、子どもの数が減少しているのでやぶさかでないと思っている。ただ、先ほど竹内委員からも話があったように、通学方法や制服、体操着の問題が決まっていないという認識を持っている。今この場で聞く話ではないかもしれないが、そこが決まらないのに、統合に向けてもう走り始めて本当によいのかという思いもあるし、我が家にも三郷小学校に通っている子どもがおり、子どもなりに学校がなくなるのはちょっと寂しいという声も聞く。具体的には、令和8年に統合するのだろうと思っているが、統合に向けた現在の進捗状況はどのような感じなのか確認させてほしい。

【教育総務課：瀧本課長】

通学方法については、先ほどの説明のとおりである。南本町小学校には制服があり、前回の資料の中でも説明させていただいているが、移行期間を2年間設けることとなっており、南本町小学校の保護者、学校、そして、三郷小学校区の皆様とも話をさせていただく中でしっかり準備を進めていく。南本町小学校からは、例えば、

今後卒業される方から制服の寄贈を受けるなど、そういった形での配慮も行うという旨のお話をいただいているので、しっかり対応してまいりたい。

通学方法についても、先ほどの説明のとおり、内容がまとまった段階で保護者の皆様に説明し、ご意見をいただきながら、通学方法をしっかりと確保していく。また、通学に伴う費用は発生しないのでご安心いただきたい。

本日、地域協議会の皆様から答申をいただき、この後、学校の設置条例の改正が必要となるので、条例の改正について議会へ提案するという手続きが予定されているので、ご理解いただきたい。

【保坂会長】

議会について、何月議会に提案される予定か。

【教育総務課：瀧本課長】

今のところ、来年の3月議会の予定である。また、統合先となる南本町小学校の学校の環境整備として、改修も必要になるので、予算の提案も3月議会に予定している。

【保坂会長】

ある方から、議会で決まらないと、小学校は閉校のための学校行事や交流会などの行事を進めることができないので、保護者としても、何となくもやもやした感じを受けているという話を聞いた。議会に提案される前から準備は進めてもよいということか。例えば、閉校式をいつ行いたいといった内容である。

【教育総務課：瀧本課長】

前回の資料でもお示ししたとおり、今後の予定として、今回の諮問の後、高田区地域協議会へ報告するほか、統合に向けて両校での合同学習や子どもたちの交流学習という活動を進めていくことになるが、そのような準備は当然進めることができる。学校の環境整備のための改修等については、予算が必要になるため、正式には3月議会で議会の承認をいただいてからの取組となる。設置条例についても、手続きの時期としては3月になるので、あわせて議会のほうで承認いただければと思っている。ただ、それぞれ必要な準備については、先ほどの通学方法や制服等の検討を進めており、突然二つの学校が一緒になるということではなく、あらかじめ子ど

もたちが一緒に活動したりしながら、スムーズに統合できるように準備を進めていく。

【保坂会長】

学校や地域、保護者同士が良い形で連携しながら、できるだけ子どもたちに負担のないような形で進められる方法を大人が工夫して、関わっていきたいと思っている。地域の皆さんも含めて、何らかの形でサポートできたらよいと思っている。

他に皆さんのほうで意見はあるか。

【渡部委員】

制服について、2年間の移行期間を設けて、その間に卒業した方からのお下がり的な案も含めて考えているとの説明があった。中・高学年という思春期に差し掛かったとき、移行期間に制服を着ても、着なくてもどちらでもよい、体操着もどちらでもよいとなると、私が気になるのは周りと違うことである。いじめにつながらないか、お下がりということでクリーニングをすることは思うが、その費用の負担を誰がするのかといった点が気になりである。着られる状態のものがあるのか、お下がりサイズがあえばよいが、サイズがなくて、周りと違うのが嫌だという子は、新しく買わなくてはならない。そういったときに親の負担は出てくると思うし、子どもの気持ちの負担と親の金銭的な負担というところの平等性が図れるのかという点が疑問に思った。

【教育総務課：瀧本課長】

それらの点については、十分配慮しながら進めていく。体操着も同様であるが、これまで統合した他の学校でも移行期間を必ず設けている。南本町小学校については、制服があり、南本町小学校の保護者の皆様のご意見もお聞きする中で、南本町小学校としても配慮していくというお話をいただいている。十分に配慮しながら進めて参りたいと思っている。

【教育総務課：秋山係長】

先ほど述べた卒業時や買替時における制服の寄贈の件について、学校にお伺いしたところ、南本町小学校ではこれまでもバザー等でサイズが変わったものを引き継ぐ取組をしていたそうだ。今回、統合するからというわけではなく、これまでもそ

ういった取組は行っていたと伺っている。

【渡部委員】

これまで他の小学校でも統合があり、小さいところが大きいところに入るという流れはあったと思う。ただ、三郷区の唯一の小学校が統合されるというのは、今回が最初で最後であり、みんな初めての経験だと思う。特に子どもについては、少人数の学校から大きい学校に行かなければいけないということで、その違いに配慮していただければ、段差が少なく、スムーズにスタートが切れると思う。

【保坂会長】

大きな集団のところへ行くときの不安は、どんな場合でもあると思うので、その辺りは、相手先の南本町小学校の教職員と子どもたちを信じて送り出すという形になると思う。

他に意見はないか。

【梅川委員】

小学校の学校運営協議会にも携わらせていただいているが、統合について、学校のほうではどうなのかという質問が毎回出る。学校側からは、議会での承認が終わらない限り、何も動けないという、まだ何も決まっていないという説明である。そのような状況もある中で、3月議会に提案するとの説明があった。教育委員会からも説明を受けているが、このペースで果たして令和8年までにスムーズに統合ができるのか不安もあるので、説明をお願いしたい。

【教育総務課：小池参事】

この諮問・答申が一つの大きな区切りになる。3月議会を待っていると、学校は年度が変わってしまい、4月になってからの1年間の準備ではとても間に合うものではない。この諮問・答申が終わった時点から、交流学习の計画や来年度のPTAの三役、後援会の組織の改選等が順次進められ、令和7年度の新しいメンバーが決まった時点で、合同のPTA三役会を作ったりしながら、どのような組織にしていけばいいのか、話し合いを始める。

この諮問・答申を一つの区切りとして、学校のほうには交流学习を進めるための計画をしていただくようお願いしているので、少しずつ今年度から進んでいくと

思う。ただ、学校のほうでそのように答えられたのは、教職員はこの統合の件に関して、中立を保たなくてはならないためである。教育委員会から、「教職員の皆様は、統合に関する状況等の説明をしなくて結構です。諮問・答申が終わった時点で、またご説明します。」というふうにお伝えしている。

【保坂会長】

学校は全く動かない、動けないというようなお話を聞いていたので、今の説明で納得した。小学校にきちんとお伝えいただき、次の準備を進めていただければと思う。

たくさんの意見が出たので、ここで皆さんの意見をまとめたいと思う。三郷小学校の廃止についての諮問であるが、地域住民の生活に支障はないものと認めるということで答申してよろしいか。認めるという方は挙手をお願いしたい。

(挙手多数)

では、地域住民の生活に支障ないものと認めるということで答申を行う。これに関して、附帯意見として、何か意見をまとめて出すことも可能であるが、細かい部分については、今後のいろいろな話し合い等を進めていく中で解消できる部分もあるかと思う。特にこの部分について、附帯意見を付けたほうがよいという意見のある方がいれば、発言をお願いしたいと思うが、よろしいか。

・意見なし

それでは、附帯意見はなしとする。答申の中には出てこないが、細かい部分については、今後も状況を把握しながら、よい形で子どもたちが統合先の南本町小学校で安心して学習ができるよう、私たちも見守っていきたいと思う。

以上で、次第2 諮問事項(1) 三郷小学校の廃止についてを終了する。

(教育総務課退席)

— 次第3 報告事項(1) 地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の予算事業の経過措置の取り扱いについて —

【保坂会長】

次第3 報告事項（1）地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の予算事業の経過措置の取り扱いについてに入る。

事務局より説明を求める。

【小池副所長】

- ・令和6年第4回上越市議会定例会 総務常任委員会資料【所管事務調査】により説明

【保坂会長】

事務局から説明してもらったが、新しく聞く内容や自分が今まで関わっていない分野の内容など、なかなか理解できない部分もあろうかと思う。不明な点があれば、事務局または私まで質問していただければと思う。アンケートの期限まであと1か月近くあるので、随時質問をしていただきたい。この場で事務局に質問等あるか。

- ・質問なし

後日でも構わないので、何か質問等あれば遠慮なくお願いしたい。

以上で、次第3 議題（1）地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の予算事業の経過措置の取り扱いについてを終了する。

— 次第4 事務連絡 —

【保坂会長】

次第4 事務連絡に入る。事務局より説明を求める。

【小池副所長】

- ・今後の会議日程の連絡

第4回地域協議会：8月27日（火） 午後6時00分から 三郷地区公民館

第5回地域協議会：9月24日（火） 午後6時30分から 三郷地区公民館

【保坂会長】

ご都合により竹内委員が途中で退席されたが、会議録の確認者の変更は必要か。

【萬羽主任】

もし可能であれば、この場で竹内委員の代わりとなる確認者の方を選任いただきたい。順番から行くと次は竹田委員である。

【保坂会長】

それでは、竹内委員には次回確認をお願いすることとし、今回は急遽竹田委員にお願いしたいと思う。今回の会議録の確認者は、梅川委員と竹田委員となる。

本日の議題は全て終了した。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。